

令和8年度事業計画

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

退職金共済と福利厚生の一事業を安定的に継続して実施していくことが、名古屋市の中企業振興のための施策の一つとして重要であるとの認識に立ち、経営戦略計画（令和7年度～11年度）に基づき、着実な事業の実施に努める。

また、デジタル技術の活用により加入者の利便性と業務の効率化を図るため、DXによる業務改革を更に推進していく。

令和8年度は、特に加入促進業務が当会の安定した継続経営への根幹であると位置づけ、インターネットを活用するなど、より効率的で組織的、効果的な広報勧誘活動を実施する。

1 退職金共済事業

退職一時金等の給付事務の円滑かつ効率的な運営に努めるとともに、積立資産の安全有利な運用に努める。

人手不足や物価の上昇に伴い中企業においても賃上げが進む中、賃金の上昇にあわせた掛金額の増額を促すとともに、引き続き退職金共済制度に対する理解が深まるよう努める。

今年度は、退職金共済事業に共済事業総合管理システムの導入を進める。

2 福利厚生事業

会員ニーズを把握しながら魅力ある事業を企画・実施することで、利用の促進と会員の加入満足度の向上に努める。

全国で利用できるサービスを展開しているベネフィット・ステーションのメニューの積極的な周知・活用や、限りある会費の効率的な活用を念頭に会員アンケートや利用状況等を勘案し、実施事業や補助の見直しなどを行い、総合的な加入満足度の向上につなげる。

令和8年2月に運用を開始した共済事業総合管理システム「スマート共済[®]」の登録及び利用の促進を図るため、抽選会などのキャンペーンを実施する。

(1) 生活安定事業

会員の慶弔時の給付として、結婚祝金、出産祝金など9種類の給付を実施するとともに、スケールメリットを活かした生活用品等の割引商品のあっせんや、生活資金・住宅資金等の貸付あっせん及び利子補給を行う。

また、全国勤労者福祉サービスセンターで実施している保険・共済事業のより積極的な周知に努めるとともに、東海4県の福利厚生実施団体に構成される東海ブロック協議会主宰の「せっかく TOKAI」による地域特産品等のあっせんを拡充して実施する。

(2) 健康維持増進事業

会員及びその家族の健康維持増進のため、人間ドック受診及びインフルエンザ予防接種の補助や、家庭常備薬等の購入あっせん補助のほか、スポーツ施設、温浴施設等の利用あっせん及び補助を行う。

(3) 自己啓発事業

会員の生涯学習や自己啓発を促進するため、eラーニングなどのオンライン講座を含めたスキルアップメニュー等を提供する。

(4) 余暇活動事業

会員及びその家族の余暇の充実を図るため、食事券等のギフトカードや、映画・観劇・コンサート・美術展等のチケットの購入あっせん補助を行う。また、プラネタリウム観賞会の実施や、各種レジャー施設等の利用のあっせん及び補助を行う。

(5) 顕彰事業

10年、15年以上の永年勤続者を対象に、それぞれ理事長表彰、名古屋市長表彰として永年勤続優良社員表彰を実施する。

公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容について記載した書類

1. 事業の一覧

事業の区分	事業番号	事業名等	
公益目的事業	公1	中小企業の従業員の退職金共済に関する事業	
	公2	中小企業の従業員等の福利厚生に関する事業（慶弔金給付事業を除く）	
	公3		
	公4		
収益事業等	収益事業	収1	
		収2	
	その他の事業	他1	会員に対する慶弔金給付事業
		他2	

（共済会補足）

令和7年4月施行の公益法人制度改正により、行政庁への提出書類として、事業計画書等に加え、令和8年度から「公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容について記載した書類」の添付が必要になりました。

当該書類の内容は、当会が公益認定を受けるにあたり、平成23年に提出した公益認定申請書（平成28年の変更届の内容を含む。）に記載したものです。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率	
公 1	中小企業の従業員の退職金共済に関する事業	95.2	%

〔1〕事業の概要について(注1)

【趣旨】

この事業は、名古屋市内の企業の大多数(全事業所数の99%)を占めている中小零細企業に対して、事業所が自ら単独で従業員のために整備・実施することが困難な退職金制度を、当法人が退職金共済事業として行うことにより、中小零細企業に働く従業員の福祉の向上・増進と雇用の安定及び促進を図り、中小企業の振興発展に寄与することを目的としています。

【内容】

本事業は、当法人と名古屋市内の中小企業者が特定退職金共済契約を締結し、事業主が掛金を納付することにより従業員が退職したときには、掛金及び加入期間に応じて、給付額表に基づく退職一時金を従業員に直接給付する制度です。

当法人が、退職金共済事業を実施するためには、事業主負担の掛金と従業員が受け取る退職一時金について、所得税法等の適用を受けることのできる特定退職金共済団体として、税務署長の承認を受ける必要があることから、当法人は、昭和50年12月3日付で、名古屋中税務署長から所得税法施行令第73条第1項の規定による特定退職金共済団体の承認を受けました。

特定退職金共済団体とは、多数の事業主を対象として退職金共済契約(事業主が退職金共済事業を行う団体に掛金を納付し、その団体がその事業主が雇用する使用人の退職について退職給付金を支給することを約する契約をいう。)を締結することを目的とし、かつ、加入事業主のみがその掛金を負担することを要件として備えているものであります。

掛金 全額損金(法人税法施行令第135条)又は必要経費(所得税法施行令第64条)
退職一時金 退職所得(所得税法第30条、第31条第3号及び同施行令第72条第2項第1号)

また、当法人の行っている退職金共済事業は、「平成18年4月1日施行の改正保険業法に規定する保険(共済)事業に該当しない。」という東海財務局の判断に基づき実施しています。(これは、「退職金事業は、給料の後払いとしての性質を持つものであり、保険業法の規制の対象にならない。」という金融庁の見解によるものです。ただし、事業名が、特定退職金共済(特退共)という位置付けであっても、財務局が各団体の契約内容などを基に、該当・非該当を個別に判断することとされています。)

金融庁の見解によりますと、すべての保険(共済)事業が保険業法の規制対象になるわけではなく、保険業法上の「保険業」に該当する場合が規制対象となるとされています。保険業とは、(1)人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険(生命保険)、(2)一定の偶然の事故によって生ずることにある損害を補填することを約し保険料を収受する保険(損害保険)などを行う事業であるとされています。すなわち、加入者から保険料(共済掛金)を徴収した上で、人の生死や一定の偶然・不測の事故に関し一定額の保険金(共済金)を支払うことを約している場合が規制の対象となるとされています。

当法人の退職金共済事業は、「将来の従業員の退職に備えて、事業主が掛金を負担し、退職時に従業員が団体から退職一時金を直接受け取るという制度であり、退職を支払条件とするものの、一般的に偶然・不測の事故を支払条件とする保険業法という保険には当たらないもの」とされており。

当法人が行っている特定退職金共済事業は、「公益認定等ガイドライン」の18. 認定法第19条関係(収益事業等の区分経理)における、(2)その他の事業(注)の「構成員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業」には該当しないと考えております。

【対象者等】

1 加入対象事業所

名古屋市内に主たる事業所を有する中小零細企業の事業主であれば、誰でも特定退職金共済契約を締結(加入)することができます。(特定の業種や団体の構成員などの必要条件はありません。)

2 加入対象従業員

契約を締結する事業主は、雇用する全ての従業員を加入させなければなりません。(事業主、事業主と生計を一にす

る親族及び役員は加入できません)	
3	<p>加入状況 (平成 23 年 3 月末現在)</p> <p>契約企業数は、2,549 所、加入従業員数は、22,146 名です。1 事業所の平均加入従業員数は、約 8.7 名で、加入従業員が、10 名以下の事業所の占める割合は、81.9%となっています。</p> <p>このように、本事業は、主として事業規模の小さい中小零細な事業所に利用されています。</p>
4	<p>事業実施のための財源</p> <p>(1) 名古屋市からの補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の名称 名古屋市中小企業共済会事業補助金 ・交付者 名古屋市 ・目的 中小企業従業員対策 <p>市内中小企業が優秀な人材の確保・定着を図り、中小企業の経営基盤の安定・強化を図るための事業補助</p> <p>(2) その他の財源</p> <p>共済掛金及び特定資産 (退職金共済積立資産) 運用益</p>
5	<p>事業実施のための財源</p> <p>退職金共済積立資産</p>

〔2〕事業の公益性について

定款 (法人の事業又は目的) 上の根拠		第 4 条第 1 項第 1 号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記入した事業の種類に該当すると考える理由を記入してください。)	
8	<p>本事業は、中小企業で働く従業員と大企業で働く従業員との生活水準の格差を埋めるために、中小零細企業単独では退職金制度を持つことが困難な事業所において、当法人が実施している本事業により退職金制度を確立し、当法人による退職金の確保や従業員に対する直接支払の措置等を行うことにより、中小企業の従業員の退職後の生活基盤の安定など福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興発展に寄与することを目的としていることから、公益認定法別表第 8 号の「勤労者の福祉の向上を目的とする事業」に該当すると考えます。</p>	
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記入してください (注 2)。)		
チェックポイント事業区分	チェックポイントに該当する旨の説明	
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合 ▼</p> <p>《事業区分ごとのチェックポイント》</p> <p>1. 事業目的 (趣旨: 不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業合目的性 (趣旨: 事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開 (例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策 (例 専門家が適切に関与しているか)</p>	<p>《左欄に記載されたチェックポイントの項目に則して記載してください。》</p> <p>1. (事業目的) 本事業は、名古屋市内における中小企業の従業員の退職後の生活基盤の安定など福祉の向上を目的として実施しています。</p> <p>本事業については、事業主が全額負担する掛金を原資として実施するという事業の特性から、特定退職金共済契約を締結した事業主 (加入事業所) の全従業員を対象としています。また、本事業の受益の効果が広い範囲に及ぶことを積極的に意図して実施していることから、加入条件は、特定の業種や団体の構成員等に限定することなく、名古屋市内の中小企業の事業主であれば誰でも従業員のための特定退職金共済契約を締結 (加入) することができます。</p> <p>2. (事業合目的性)</p> <p>ア (受益の機会の確保) 本事業は、中小企業者なら誰でも加入でき、利用できます。その旨をホームページでの公開、事業所へのダイレクトメール及び訪問勧誘などで周知を行っています。また、実施する事業の内容は、ホームページなどで一般に公開しており、不特定多数のものへの公開と公平性を確保しております。</p> <p>イ (事業の質を確保するための方策) 特定退職金共済事業を行うためには所得税法施行令第 73 条に定める要件があり、その要件を遵守しなければならないこととされており、当法人ではこれに従って事業の質の確保に努めております。</p>	

<p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p> <p>（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>ウ（審査・選考の公正性の確保）名古屋市内の中小企業の事業主であれば誰でも従業員のための特定退職金共済契約を締結（加入）することができるため、審査・選考は必要ありません。</p> <p>エ（その他）従業員の退職金共済事業であり、業界の販売促進、共同宣伝に当たるとはなりません。</p>
	<p>その他説明事項</p> <p>本事業は、国が実施している中小企業退職金制度（以下「中退共」という。）と趣旨は同様ですが、内容は若干相違します。例えば、中退共は掛金月額範囲が、一般従業員の場合、5,000円から30,000円までですが、本事業は1,000円から30,000円までと少額の掛金が可能で、掛金月額も中退共の1,000円刻みに比べ、100円刻みとなっております。このため、パート従業員など短時間・短期間労働者が多く、加入の実益が小さいなどの理由から中退共の制度が利用できない事業所や経営の厳しい小規模零細企業などでも、退職金制度を確立し易くなっております。当法人といたしましては、今後とも、この事業について広く周知を図るとともに、その普及促進に努めて参ります。</p>

〔3〕 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	特定退職金共済団体
根拠法令	所得税施行令第73条第1項
許認可等行政機関	名古屋千種税務署管理運営部門

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率	
公 2	中小企業の従業員等の福利厚生に関する事業（慶弔金給付事業を除く）	2.2	%

〔1〕事業の概要について（注1）

【趣旨】

この事業は、名古屋市内の大多数（全事業所数の99%）を占めている中小零細企業に働く従業員と事業主及びその家族等に対して、事業所が自ら単独では実施することが困難な総合的な福利厚生事業を、当法人が行うことにより、中小零細企業に働く従業員等の福祉の向上・増進と雇用の安定及び促進を図り、中小零細企業の振興発展に寄与することを目的としています。

【内容】

1 中小企業従業員等の生活の安定事業

中小企業の従業員等の経済基盤の確立を支援するため、生活資金、住宅資金の貸付あっせん及び利子補給並びに当法人のスケールメリットを活かし、レストラン等の契約施設の割引利用及び生活用品の割引購入ができるよう支援いたします。

(1) 貸付あっせん事業

会員の生活の安定及び勤労意欲の増進のため、生活資金及び住宅資金の貸付あっせんと利子補給を行います。

住宅ローンや教育ローンをはじめとする東海労働金庫のさまざまな生活資金の貸付を、会員がろうきんの会員利率で利用することができます。

さらに、生活資金は年5,000円以下の範囲で2年間を限度に利子補給を行います。

また、住宅資金について、金融機関で住宅ローンを利用した場合には、年7,000円以下の範囲で10年間を限度に利子補給を行います。

本事業の対象者は、利子補給の一部に事業掛金（会費）を充当しているため、会員となります。

(2) 生活の安定を支援するため、スケールメリットを活かして、割引提携を行っている企業や業者と有利で安価な条件で契約し、会員証を提示することにより、一般価格より安価で利用、購入ができるようにしています。また、他地域の愛知県、岐阜県、三重県、静岡県と同様な事業を行っている福利厚生団体とも提携することで、割引利用・購入等ができる施設や商品を拡大・充実しています。本事業の対象者は、会員証の提示が必要なことから、会員とその家族となります。

2 中小企業従業員等の健康維持増進の機会の提供

健康維持増進の機会の提供を目的としてその物品購入を援助するとともに健康増進のための各種スポーツ大会の実施や健康維持施設を割引料金で利用できるようにし、また当法人が指定した施設等では利用料金の補助も行います。

(1) 健康管理のため、人間ドック実施医療機関と契約を交わし、会員については、受診料補助（年1回5,000円）を行います。また、女性専用医療機関では、割引受診契約を交わし、会員には、受診内容により4,000円、2,000円、1,000円の受診料補助を行います。

(2) 健康管理のため、家庭常備薬等を安価で購入できるよう業者と契約し、購入あっせんを行います。会員には、購入を促すため、購入補助（会員年1回500円）を行います。

(3) 健康増進事業として、当法人が主催する軟式野球大会、魚釣り楽しむ会及びゴルフコンペを安価な参加料で行います。本事業の対象者は、主催事業費の一部に事業掛金（会費）を充当しているため、会員となります。魚釣りを楽しむ会については、会員、家族及びその同伴者となります。

(4) 健康維持増進のため、健康維持増進施設である各種スポーツ施設、温浴施設等と契約し、会員証や利用券を提示することにより割引料金で利用できるようにしています。また、当法人が指定した施設等では、会員とその家族には、利用料金の補助を行います。その他、名古屋市の温水プール・スポーツセンターでは、補助をつけて利用券のあっせん販売を行います。

3 中小企業従業員等の自己啓発及び余暇活動に対する援助

各種の学習活動やレクリエーション活動を支援するため、当法人のスケールメリットを活かして、割引提携を行っているカルチャーセンター、ホテルチェーン等宿泊施設、旅行社及びレジャー施設等と有利で安価な条件で契約し、施設において会員証や利用券を提示することにより割引料金で利用できるようにしています。また、当法人が指定した施設等では、利用料金の補助も行います。

- (1) 文化教養を高めることを目的とした自己啓発事業は、提携した通信講座やカルチャーセンターで割引利用でき、また、当法人が指定したカルチャーセンター等では、会員に受講料補助（一人 年間 3,000 円）を行います。また、自主事業として講演会も開催します。
- (2) スケールメリットを活かして、割引提携を行っている施設・業者と有利で安価な条件で契約し、会員証や利用券を提示することにより割引料金で利用できるようにしています。当法人が指定したテーマパーク、遊園地、ゴルフ施設、スポーツ施設等を割引で利用できるよう便宜を図るとともに会員とその家族には、利用補助を行います。また、美術館、博物館、映画、観劇、スポーツ等の鑑賞券やレストラン食事券について割引料金あるいは補助をつけて利用券のあっせん販売を行います。また、近在の愛知県、岐阜県、三重県、静岡県と同様な事業を行っている福利厚生団体と提携し、更なるスケールメリットを活かし、共同で事業を行い、共同で施設を利用できるようにするなど、割引利用できる事業、施設を拡大・充実しています。
- (3) 宿泊施設や旅行社と契約し、割引で利用できるよう便宜を図ります。また、当法人が指定した宿泊施設や旅行会社を利用した場合は、会員とその家族には、宿泊費補助（利用 1 回につき会員本人 2,000 円、家族 1 人 1,000 円）を行っています。
- (4) 提携旅行社が企画する、季節に応じたバスツアーを紹介・あっせんし、事業掛金負担者（会員）とその家族には、利用料補助（利用 1 回につき会員本人 1,000 円、家族全員 500 円）を行っています。

4 中小企業の従業員に対する永年勤続優良社員表彰

従業員の勤労意欲を高め、人材の確保や定着に役立つように福利厚生事業の一環として、永年勤続優良社員表彰式を行います。対象勤続年数であれば、事業主の推薦により、会員は、誰でも対象になりますが、従業員表彰のため、事業主は対象となっております。なお、勤続年数の要件を満たせば、総て表彰の対象になります。

- (1) 名古屋市長表彰 勤続満 15 年以上の従業員
- (2) 理事長表彰 勤続満 10 年以上の従業員

【対象者等】

1 対象者

これらの事業は、名古屋市内の中小企業の従業員と事業主及びその家族を対象としており、名古屋市内の中小企業であれば、誰でも加入することができます。（特定の業種や団体の構成員などの必要条件はありません。）

2 加入状況（平成 28 年 3 月末現在）

加入企業数は、278 所、加入従業員数は、4,667 名です。1 事業所の平均加入従業員数は、約 16.8 名で、加入従業員が、10 名以下の事業所の占める割合は、67.3%となっています。

このように、本事業は、主として事業規模の小さい中小零細な事業所に利用されています。

3 事業をまとめた理由

これらの事業は、中小企業の従業員と事業主及びその家族等を含め、一般労働者に対して総合的な福利厚生事業を行うことを目的としているため、まとめたものです。

4 事業実施のための財源

(1) 名古屋市からの補助金

- ・補助金の名称 名古屋市中小企業共済会事業補助金
- ・交付者 名古屋市
- ・目的 中小企業従業員対策
市内中小企業が優秀な人材の確保・定着を図り、中小企業の経営基盤の安定・強化を図るための事業補助

(2) その他の財源

事業掛金負担者からの事業掛金（会費）及び負担金（参加負担金等）

〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	第4条第1項第2号
事業の種類 （別表の号）	（本事業が、左欄に記入した事業の種類に該当すると考える理由を記入してください。）
8	本事業は、中小企業で働く従業員と大企業で働く従業員との生活水準の格差を埋めるために、中小零細企業単独では実施できない総合的な福利厚生事業を行うことにより、中小企業の従業員等の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興発展に寄与することを目的としていることから、公益認定法別表第8号の「勤労者の福祉の向上を目的とする事業」に該当すると考えます。
（本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記入してください（注2）。）	
チェックポイント事業区分	チェックポイントに該当する旨の説明
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(18) 上記の事業区分に該当しない場合 ▼</div> <p>《事業区分ごとのチェックポイント》</p> <p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p> <p>（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>《左欄に記載されたチェックポイントの項目に則して記載してください。》</p> <p>1.（事業目的）当法人は、中小企業者を対象として、退職金共済事業及び福利厚生事業を確立し、中小企業者の雇用する従業員の福祉の増進と雇用促進・定着強化を図り、中小企業の振興発展に寄与することを事業目的としています。</p> <p>本事業は、この目的達成のため、総合的な福利厚生事業を、またその一環として従業員の定着強化のため、名古屋市長表彰等の永年勤続優良社員表彰を行うものです。なお、本事業は、当法人のホームページ、福利厚生ニュース（年6回発行）、事業所へのダイレクトメールの送付及び訪問勧誘などで広く周知しております。</p> <p>2.（事業の合目的性）</p> <p>ア（受益の機会の確保）本事業は、名古屋市内の中小企業者なら誰でも加入でき参加利用することができます。その旨をパンフレット、ホームページ、福利厚生ニュース（年6回発行）、事業所へのダイレクトメールの送付及び訪問勧誘などで周知を行っています。</p> <p>さらに、実施する事業の内容について、ホームページ、福利厚生ニュースなどで公開しており、不特定多数の者への公開と公平性を確保しております。</p> <p>イ（事業の質を確保するための方策）福利厚生制度の大企業との様々な格差を縮めるため、アンケート調査等により中小企業従業員の意識・要望を適格に把握するとともに、幅広い情報の収集や時代・環境の変化などを踏まえ、中小企業の従業員等のニーズにあった魅力ある福利厚生事業の充実に努めています。</p> <p>ウ（審査・選考の公平性の確保）永年勤続優良社員表彰については、「永年勤続優良社員表彰規程」により、当法人の外部評議員から審査委員を選定し、その者の推薦により表彰し、またその内容は福利厚生ニュース、ホームページへの掲載により公開しており、他の事業については、事業内容の性質上、利用希望者が定員を超えた場合には、先着順や抽選により決定するなど、公平性を確保することに努めています。</p> <p>エ（その他）本事業は、名古屋市内の中小企業者による福利厚生事業の拡大・向上を図るとい事業目的に適した内容であり、かつ利用者の利益が図れるものであれば、当法人としては、あらゆる業種の業者と広く契約を交わすこととしており、特定の業界団体の販売促進や宣伝をするものではありません。</p> <p>その他説明事項 なし</p>

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(3) その他事業（相互扶助等事業）について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 1	会員に対する慶弔金給付事業	第4条第1項第2号
事業の概要		
<p>【趣旨】 中小企業で働く従業員等の相互扶助の精神に基づき、それぞれの給付理由により各種給付金を支給します。</p> <p>【内容】 給付金の種類は、祝金6種類（結婚、出産、入学、卒業、永年勤続、成人）、見舞金1種類（傷病）、弔慰金4種類（本人、配偶者、1親等親族、死産）、退会せん別金の12種類です。給付額については、平成18年4月1日施行の改正保険業法に抵触しない範囲内（「給付水準が10万円以下であれば、社会通念上、儀礼の範囲内であるものとして、保険業法の対象とならない。」という金融庁の見解による。）で実施しています。</p> <p>【対象者等】</p> <p>1 会員</p> <p>2 事業実施のための財源 事業掛金負担者からの掛金（会費）及び特定資産（退会せん別引当資産）の運用益</p> <p>3 事業実施のための財産 退会せん別引当資産</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）		
許認可等の名称		
根拠法令		
許認可等行政機関		

注 記載した許認可を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。

また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。